

政令第 号

道路構造令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号から第三号までの規定中「さく」を「柵」に改め、同条第七号中「勾配^{こう}」を「勾配」に改め、同条第二十三号中「車道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、「見とおす」を「見通す」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条中第二十二号を第二十三号とし、第十八号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十七号中「さく」を「柵」に改め、同号を同条第十八号とし、同条中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。

第五条第一項中「停車帯」の下に「、自転車通行帯」を加え、同条第五項中「の車道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第七条第二項中「副道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。

（自転車通行帯）

第九条の二 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）

には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、一・五メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理

由によりやむを得ない場合においては、一メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第十条第一項中「又は第四種の道路」を「（第四級及び第五級を除く。次項において同じ。）又は第四種（第三級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの」に改め、同条第二項中「道路（」を「道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの」に改める。

第十条の二第一項中「自転車道」の下に「又は自転車通行帯」を加える。

第十一条第一項中「自転車道」の下に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第三十条第二号中「見とおす」を「見通す」に改め、同条第三号中「車道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第三十七条中「第十一項、第九条第一項」の下に「、第十条第一項及び第二項」を加え、「同項」を「第十条第一項中「第三級」とあるのは「第三級及び第四級」と、第十一条第一項」に改める。

第三十八条中「第九条の二」を「第九条の二第三項、第九条の三」に改める。

第四十一条第二項中「同項」を「第十条第一項中「第三級」とあるのは「第三級及び第四級」と、第十一条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年四月二十五日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現に新設又は改築の工事中の第三種又は第四種の一般国道については、この政令による改正後の道路構造令第九条の二並びに第十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理由

第三種又は第四種の一般国道を新設し、又は改築する場合における自転車通行帯の設置に関する基準を定める等の必要があるからである。